

教員免許未更新により失効した普通免許状の再授与申請書類一覧【別表第3】

○：必須

△：必要となる場合あり

根拠規定：教育職員免許法第6条第2項別表第3

○教育職員検定により、所有する免許状の上級免許状の授与を受ける場合

授与を受けようとする免許状			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園教諭（専修、1種、2種） ・ 小学校教諭（専修、1種、2種） ・ 中学校教諭（専修、1種、2種） ・ 高等学校教諭（専修、1種） 	大分県教育委員会 が授与した免許状 の場合	他都道府県教育委員 会が授与した免許状 の場合	備考
教育職員免許状【授与】【検定】申請書及び誓約書（第1号様式）	○	○	
履歴書（第2号様式）	○	○	
人物に関する証明書（第3号様式）	○	○	証明日から3か月以内のもの
学力に関する証明書又は 単位修得表（第7号様式）及び単位認定書	○	○	証明日から3か月以内のもの
身体に関する証明書（第9号様式）	○	○	証明日から3か月以内のもの
実務成績証明書（第4号様式）	(省略)	○	上進するための基礎となる免許状の再授与を受けている場合に省略可能。 ※省略不可の場合は、直近の勤務から申請に必要な年数分の証明を取ることを。
教科認定書（第8号様式） ※中学校又は高等学校教諭の免許状を上進する場合のみ	(省略)	○	上進するための基礎となる免許状の再授与を受けている場合、省略可能。 ※省略不可の場合は、直近の勤務から申請に必要な年数分（第4号様式と同期間分）の証明を取ることを。
基礎となる幼稚園、小学校、中学校又は高等学校教諭の普通免許状の写し	○	○	基礎となる免許状の再授与と同時に受ける場合は不要 ※写しを提出する場合は、要原本証明
戸籍抄本	△	△	証明日から3か月以内のもの ※提出書類と現在の本籍地または氏名が異なる場合のみ
失効した免許状の原本又は写し	○	-	提出ができない場合は、必ず事前に採用試験・免許班宛て連絡をすること。 ※写しの場合は、要原本証明
修了確認期限の際、現職教員であったことを証明するもの （在職証明書（別記様式第2号）又は辞令の写し）	△	△	※免許状未返納の旧免許状所持者が申請する場合のみ ※辞令の写しの場合は、要原本証明
手数料：5,000円	○	○	※大分県収入証紙による（第1号様式に貼付） ※大分県外在住者で、証紙の購入ができない場合は、郵便為替による。
返信用封筒（角型2号サイズ、460円分の切手貼付）	○	○	※直接受け取る場合は、不要

教員免許未更新により失効した普通免許状の再授与申請書類一覧【別表第4】

○：必須

△：必要となる場合あり

根拠規定：教育職員免許法第6条第3項別表第4

○教育職員検定により、所有する中学校又は高等学校免許状の他教科の免許状授与を受ける場合

授与を受けようとする免許状	大分県教育委員会 が授与した免許状 の場合	他都道府県教育委員 会が授与した免許状 の場合	備考
・中学校教諭（専修、1種、2種） ・高等学校教諭（専修、1種）			
教育職員免許状【授与】【検定】申請書及び誓約書（第1号様式）	○	○	
履歴書（第2号様式）	○	○	
人物に関する証明書（第3号様式）	○	○	証明日から3か月以内のもの
学力に関する証明書又は 単位修得表（第7号様式）及び単位認定書	○	○	証明日から3か月以内のもの
身体に関する証明書（第9号様式）	○	○	証明日から3か月以内のもの
基礎となる中学校又は高等学校教諭の普通免許状の写し	○	○	基礎となる免許状の再授与を 同時に受ける場合は不要 ※写しを提出する場合は、要 原本証明
戸籍抄本	△	△	証明日から3か月以内のもの ※提出書類と現在の本籍地ま たは氏名が異なる場合のみ
失効した免許状の原本又は写し	○	-	提出ができない場合は、必ず 事前に採用試験・免許班宛て 連絡をすること。 ※写しの場合は、要原本証明
修了確認期限の際、現職教員であったことを証明するもの （在職証明書（別記様式第2号）又は辞令の写し）	△	△	※免許状未返納の旧免許状所 持者が申請する場合のみ ※辞令の写しの場合は、要原 本証明
手数料：5,000円	○	○	※大分県収入証紙による（第 1号様式に貼付） ※大分県外在住者で、証紙の 購入ができない場合は、郵便 為替による。
返信用封筒（角型2号サイズ、460円分の切手貼付）	○	○	※直接受け取る場合は、不要

教員免許未更新により失効した普通免許状の再授与申請書類一覧【別表第6】

○：必須

△：必要となる場合あり

根拠規定：教育職員免許法第6条第2項別表第6

○教育職員検定により、所有する養護教諭免許状の上級免許状の授与を受ける場合

授与を受けようとする免許状	大分県教育委員会 が授与した免許状 の場合	他都道府県教育委員 会が授与した免許状 の場合	備考
・養護教諭（専修、1種、2種）			
教育職員免許状【授与】【検定】申請書及び誓約書（第1号様式）	○	○	
履歴書（第2号様式）	○	○	
人物に関する証明書（第3号様式）	○	○	証明日から3か月以内のもの
学力に関する証明書又は 単位修得表（第7号様式）及び単位認定書	○	○	証明日から3か月以内のもの
身体に関する証明書（第9号様式）	○	○	証明日から3か月以内のもの
実務成績証明書（第4号様式）	（省略）	○	上進するための基礎となる免許状の再授与を受けている場合に省略可能。 ※省略不可の場合は、直近の勤務から申請に必要な年数分の証明を取ることを。
基礎となる養護教諭の普通免許状の写し	○	○	基礎となる免許状の再授与を同時に受ける場合は不要 ※写しを提出する場合は、要原本証明
戸籍抄本	△	△	証明日から3か月以内のもの ※提出書類と現在の本籍地または氏名が異なる場合のみ
失効した免許状の原本又は写し	○	-	提出ができない場合は、必ず事前に採用試験・免許班宛て連絡をすること。 ※写しの場合は、要原本証明
修了確認期限の際、現職教員であったことを証明するもの （在職証明書（別記様式第2号）又は辞令の写し）	△	△	※免許状未返納の旧免許状所持者が申請する場合のみ ※辞令の写しの場合は、要原本証明
手数料：5,000円	○	○	※大分県収入証紙による（第1号様式に貼付） ※大分県外在住者で、証紙の購入ができない場合は、郵便為替による。
返信用封筒（角型2号サイズ、460円分の切手貼付）	○	○	※直接受け取る場合は、不要

教員免許未更新により失効した普通免許状の再授与申請書類一覧【別表第6の2】

○：必須

△：必要となる場合あり

根拠規定：教育職員免許法第6条第2項別表第6の2

○教育職員検定により、所有する栄養教諭免許状の上級免許状の授与を受ける場合

授与を受けようとする免許状	大分県教育委員会 が授与した免許状 の場合	他都道府県教育委員 会が授与した免許状 の場合	備考
・栄養教諭（専修、1種）			
教育職員免許状【授与】【検定】申請書及び誓約書（第1号様式）	○	○	
履歴書（第2号様式）	○	○	
人物に関する証明書（第3号様式）	○	○	証明日から3か月以内のもの
学力に関する証明書又は 単位修得表（第7号様式）及び単位認定書	○	○	証明日から3か月以内のもの
身体に関する証明書（第9号様式）	○	○	証明日から3か月以内のもの
実務成績証明書（第4号様式）	（省略）	○	上進するための基礎となる免許状の再授与を受けている場合に省略可能。 ※省略不可の場合は、直近の勤務から申請に必要な年数分の証明を取ることを。
基礎となる栄養教諭の普通免許状の写し	○	○	基礎となる免許状の再授与を同時に受ける場合は不要 ※写しを提出する場合は、要原本証明
戸籍抄本	△	△	証明日から3か月以内のもの ※提出書類と現在の本籍地または氏名が異なる場合のみ
失効した免許状の原本又は写し	○	-	提出ができない場合は、必ず事前に採用試験・免許班宛て連絡をすること。 ※写しの場合は、要原本証明
修了確認期限の際、現職教員であったことを証明するもの （在職証明書（別記様式第2号）又は辞令の写し）	△	△	※免許状未返納の旧免許状所持者が申請する場合のみ ※辞令の写しの場合は、要原本証明
管理栄養士免許証の写し ※1種免許状を取得しようとする者が、別表第6の2備考を適用し、同表に定められた最低在職年数に満たない在職期間があれば当該在職年数を満たすものとみなし、最低単位数「40」を「8」と読み替える場合のみ	△	△	※要原本証明
手数料：5,000円	○	○	※大分県収入証紙による（第1号様式に貼付） ※大分県外在住者で、証紙の購入ができない場合は、郵便為替による。
返信用封筒（角型2号サイズ、460円分の切手貼付）	○	○	※直接受け取る場合は、不要

教員免許未更新により失効した普通免許状の再授与申請書類一覧【別表第7】

○：必須

△：必要となる場合あり

根拠規定：教育職員免許法第6条第2項別表第7

○教育職員検定により、特別支援学校教諭免許状の授与を受ける場合

授与を受けようとする免許状	大分県教育委員会 が授与した免許状 の場合	他都道府県教育委員 会が授与した免許状 の場合	備考
・特別支援学校教諭（専修、1種、2種）			
教育職員免許状【授与】【検定】申請書及び誓約書（第1号様式）	○	○	
履歴書（第2号様式）	○	○	
人物に関する証明書（第3号様式）	○	○	証明日から3か月以内のもの
学力に関する証明書又は 単位修得表（第7号様式）及び単位認定書	○	○	証明日から3か月以内のもの
身体に関する証明書（第9号様式）	○	○	証明日から3か月以内のもの
実務成績証明書（第4号様式）	（省略）	○	基礎となる免許状の再授与を受けている場合に省略可能。 ※省略不可の場合は、直近の勤務から申請に必要な年数分の証明を取ること。
教科認定書 （中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校又は中等教育学校での実務経験により、2種免許状を取得する場合のみ）	（省略）	○	基礎となる免許状の再授与を受けている場合、省略可能。 ※省略不可の場合は、直近の勤務から申請に必要な年数分の証明を取ること。
基礎となる幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校教諭の普通免許状の写し	○	○	基礎となる免許状の再授与を同時に受ける場合は不要 ※写しを提出する場合は、要原本証明
戸籍抄本	△	△	証明日から3か月以内のもの ※提出書類と現在の本籍地または氏名が異なる場合のみ
失効した免許状の原本又は写し	○	-	提出ができない場合は、必ず事前に採用試験・免許班宛て連絡をすること。 ※写しの場合は、要原本証明
修了確認期限の際、現職教員であったことを証明するもの （在職証明書（別記様式第2号）又は辞令の写し）	△	△	※免許状未返納の旧免許状所持者が申請する場合のみ ※辞令の写しの場合は、要原本証明
手数料：5,000円	○	○	※大分県収入証紙による（第1号様式に貼付） ※大分県外在住者で、証紙の購入ができない場合は、郵便為替による。
返信用封筒（角型2号サイズ、460円分の切手貼付）	○	○	※直接受け取る場合は、不要

教員免許未更新により失効した普通免許状の再授与申請書類一覧【別表第8】

○：必須

△：必要となる場合あり

根拠規定：教育職員免許法第6条第2項別表第8

○教育職員検定により、所有する免許状の隣接校種の免許状の授与を受ける場合

授与を受けようとする免許状			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園教諭2種 (対象：小学校教諭免許状所有者) ・ 小学校教諭2種 (対象：幼稚園又は中学校教諭免許状所有者) ・ 中学校教諭2種 (対象：小学校又は高等学校教諭免許状所持者) ・ 高等学校教諭1種 (対象：中学校教諭専修または1種免許状所持者) 	大分県教育委員会 が授与した免許状 の場合	他都道府県教育委員 会が授与した免許状 の場合	備考
教育職員免許状【授与】【検定】申請書及び誓約書（第1号様式）	○	○	
履歴書（第2号様式）	○	○	
人物に関する証明書（第3号様式）	○	○	証明日から3か月以内のもの
学力に関する証明書又は 単位修得表（第7号様式）及び単位認定書	○	○	証明日から3か月以内のもの
身体に関する証明書（第9号様式）	○	○	証明日から3か月以内のもの
実務成績証明書（第4号様式）	(省略)	○	基礎となる免許状の再授与を受けている場合に省略可能。 ※省略不可の場合は、直近の勤務から申請に必要な年数分の証明を取ることを。
教科認定書（第8号様式） (中学校、義務教育学校の後期課程、若しくは中等教育学校の前期課程での実務経験により、小学校教諭2種若しくは高等学校1種免許状を取得する場合、又は高等学校若しくは中等教育学校の後期課程での実務経験により、中学校教諭2種免許状を取得する場合のみ。※これらに相当する特別支援学校の各部での実務経験も含む。)	(省略)	○	基礎となる免許状の再授与を受けている場合、省略可能。 ※省略不可の場合は、直近の勤務から申請に必要な年数分の証明を取ることを。
基礎となる幼稚園、小学校、中学校又は高等学校教諭の普通免許状の写し	○	○	基礎となる免許状の再授与を同時に受ける場合は不要 ※写しを提出する場合は、要原本証明
戸籍抄本	△	△	証明日から3か月以内のもの ※提出書類と現在の本籍地または氏名が異なる場合のみ
失効した免許状の原本又は写し	○	-	提出ができない場合は、必ず事前に採用試験・免許班宛て連絡をすること。 ※写しの場合は、要原本証明
修了確認期限の際、現職教員であったことを証明するもの (在職証明書（別記様式第2号）又は辞令の写し)	△	△	※免許状未返納の旧免許状所持者が申請する場合のみ ※辞令の写しの場合は、要原本証明
手数料：5,000円	○	○	※大分県収入証紙による（第1号様式に貼付） ※大分県外在住者で、証紙の購入ができない場合は、郵便為替による。
返信用封筒（角型2号サイズ、460円分の切手貼付）	○	○	※直接受け取る場合は、不要